

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成30年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 地方税関係手続用電子情報処理組織を用いた電子申告等の対象となる手続を定める。
- (2) 地方税関係手続用電子情報処理組織を用いた電子申告等及び共通電子納税の手続に係る細目を定める。
- (3) 地方税共同機構の業務方法書に記載する事項、機構処理税務事務管理規程に定める事項等の細目を定める。

3 施行期日

原則として平成31年4月1日から施行する。